

吉賀町新規雇用促進助成金について

町内の事業所による新規雇用の拡大を図るとともに若年層の定住を促進するため、平成27年度より吉賀町新規雇用促進助成金制度が始まりました。

1. 吉賀町新規雇用促進助成金とは？

町内の事業所が雇用期間の定めのない正規雇用従業員を新規雇用した場合、事業所に対し助成金として従業員1人につき20万円を交付します。従業員が新卒者の場合、1人につき20万円を上乗せして交付します。平成27年4月1日から平成30年3月31日までに雇用した従業員が対象で、1事業所あたり3人までを上限とします。

2. 対象従業員とは？

次のいずれにも該当する者をいいます。

- ①正規雇用従業員として雇用されていること
- ②1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- ③本町の住民基本台帳に記載されていること
- ④基準日(※)の12月前から基準日において、交付対象事業所に正規雇用従業員として雇用されていないこと
- ⑤平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に雇用された者であること
- ⑥基準日において、45歳未満の者であること　ほか

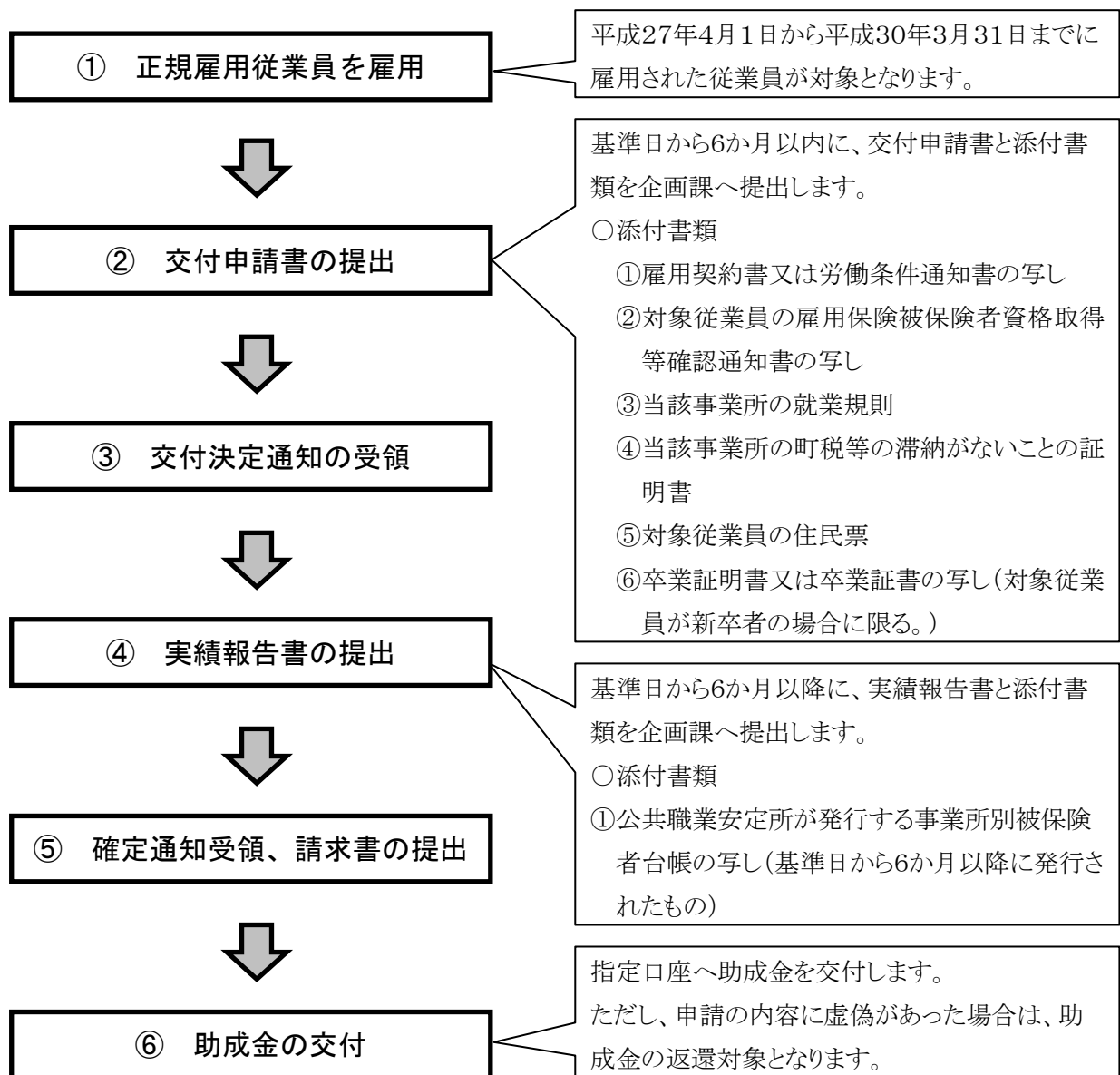
※基準日とは、交付対象事業所が対象従業員を雇用した日をいいます。

3. 交付対象事業所とは？

次のいずれにも該当する事業所をいいます。

- ①町内に事業所を有すること
- ②雇用保険適用事業所であること
- ③対象従業員を雇用していること
- ④基準日の12月前から基準日において、他の正規雇用従業員を事業主の都合により解雇していないこと
- ⑤町税等の滞納がないこと
- ⑥町から運営費及び人件費に係る他の補助金等の交付を受けていない事業所であること
- ⑦国の機関又は地方公共団体ではないこと
- ⑧清算、破産、更正等の手続き中ではないこと
- ⑨事業主又は役員が暴力団員でないこと
- ⑩宗教団体でないこと　ほか

4. 手続きのながれ



5. 資格取得に関する助成金（吉賀町資格取得促進助成金）について

新規雇用促進助成金と同時に資格取得に関する助成金制度も開始しました。交付対象事業所が、対象従業員に就労に必要な資格又は免許を取得させる場合、事業所に対し助成金として従業員1人につき30万円を上限として交付します。詳細は、企画課までお問合せください。

ご相談、ご不明な点は、下記にお問合せください。

吉賀町役場企画課

TEL 77-1437 FAX 77-1891

Email kikaku@town.yoshika.lg.jp